

## 妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供実施要領

### 1 目的

医療機関等と連携して、母児のニーズを捉えた継続的な育児支援を提供することにより、地域における母児の安定した生活を確保することを目的とする。

### 2 実施機関

西部圏域の入院施設を有する医療機関等（産婦人科、助産所）、助産師会、市町村、西部総合事務所米子保健所

### 3 事業内容

#### (1) 母児の情報提供と管理

ア 医療機関等及び市町村は、早期支援が必要と思われる情報提供対象者（別紙1）について、保護者の同意を得た上で、フローチャート（別紙2）に従い情報提供を行う。

イ 情報提供の内容は次の様式に定めたとおりとし、情報提供先は別紙3及び別紙4とする。

（ア）医療機関等から市町村へ：妊娠中の場合は様式1、出産後の場合は様式2

（イ）市町村から医療機関等へ：妊娠中の場合は様式1、家庭訪問後の場合は様式3

ウ 医療機関等及び市町村が必要と判断する場合は、随時カンファレンスを開催する。

#### (2) 母子保健サービスの提供

市町村及び医療機関等は、提供情報に基づき、必要なサービスを提供する。なお、市町村は、家庭訪問等の支援後、速やかに情報提供のあった医療機関等へその結果及び必要な支援等を、様式3により報告する。

#### (3) 母子保健事業関係機関連絡会の開催

妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供システムの円滑で効果的な実施を行うため、「母子保健事業関係機関連絡会」を開催し、課題や必要な協議事項を検討する。

### 4 個人情報保護

情報提供に関して保護者の同意を得ることを基本とするが、保護者の同意を得ることができない場合でも個人情報の保護に関する法律第27条第1項第3項に基づき、連絡をすることもできる（情報提供様式1及び様式2へその旨を明記する）。

### 5 実績報告

医療機関等は妊婦連絡票（様式1）及び退院に向けての連絡票（様式2）の送付件数を別紙5により、市町村は妊婦連絡票（様式1）及び家庭訪問連絡票（様式3）の送付件数を別紙6により、西部総合事務所米子保健所に報告する。実績報告は年1回程度（4月）とする。

実績報告の計上基準日は、妊婦連絡票（様式1）及び退院に向けての連絡票（様式2）は送付日、家庭訪問連絡票（様式3）は、退院に向けての連絡票（様式2）を受けて送付する場合、退院に向けての連絡票（様式2）の受理日とする。

## 6 事務局

(1) 事務局は、西部総合事務所米子保健所とする。

(2) 事務局の役割は、次のとおりとする。

- ア 実績集計、報告
- イ システムの円滑で効果的な実施のための課題把握
- ウ 関係機関の連絡調整
- エ 母子保健事業関係機関連絡会の開催

## 7 その他

情報提供に係る経費及び事務の負担については、送付先機関の負担とする。

里帰り等で管外市町村での支援が必要なケースについては、住所地の市町村が保護者に訪問希望を確認し、管外市町村に訪問依頼を行う。

様式一覧の別紙3及び別紙4については、要領改正を行わず、毎年度（その他変更のあった時）更新することとする。

### 様式一覧

別紙1	情報提供対象者について
別紙2	妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供システムフローチャート
別紙3	情報提供先（西部圏域医療機関等担当者名簿）
別紙4	情報提供先（西部圏域市町村母子保健担当者名簿）
別紙5	妊婦連絡票・退院に向けての連絡票 送付実績報告書（医療機関・助産所用）
別紙6	妊婦連絡票・家庭訪問連絡票 送付実績報告書（市町村用）
様式1	妊婦連絡票（ハイリスクケース）（医療機関等⇔市町村）
様式2	退院に向けての連絡票（ハイリスク児・長期入院対象児）（医療機関等→市町村）
様式3	家庭訪問連絡票（ハイリスク児・長期入院対象児）（市町村→医療機関等）
様式4	家庭訪問指導票

平成27年10月19日改正

平成29年10月1日改正

平成30年10月1日改正

令和5年10月18日改正